

●論文

## わが国の難民等に対する定住促進のための公的援助における課題 — スウェーデンにおける公的援助との比較をつうじて —

愛知みずほ大学 人間科学部 講師  
荻野 剛史

### 要旨

本研究は、わが国における難民等（難民および難民認定申請者）に対する定住促進のための公的援助における課題を、スウェーデンにおける公的援助との比較をつうじて明らかにすることを目的とする。公的援助は難民等の生活のいくつかの側面に対して行われているが、特に生活のしづらさが生じるとされている、居所、言語、就職、家計（金銭）の側面に対する公的援助を比較した。

比較の結果、スウェーデンにおける難民等に対する公的援助は、居所の確保から言語教育・職業教育、そして職業あっせんなどが含まれており、Timberlakeらの指摘する難民の定住過程に沿っている反面、日本における公的援助はこの定住援助に沿っていないことが明らかになった。

以上の点から、わが国の難民等に対する定住促進のための公的援助の課題として、難民等の定住過程をより明確化し、それぞれの定住局面において求められる援助を実施することが必要である旨を指摘した。

キーワード：難民等 定住 公的援助

### I. 研究の背景

わが国において難民の受入れが開始されてから30年以上が経過した。この間日本は、およそ12,000人のインドシナ難民・条約難民を受入れ、今日でも難民としての庇護を求める人が日々来日している。また近年では第三国定住制度<sup>1)</sup>による難民が来日し、彼らの多くは今日まで日本において生活している。

日本に限らず他国に避難した難民等は、多くの

場合避難先の国で新たな生活を構築することになるが、移民と異なり難民等は他国での生活の準備（例えば、言語の習得や職業・居所の確保）をすることなく祖国から避難しているため、避難先の政府や自治体、NGO団体などは定住のための援助を提供する必要がある。日本においても例えばインドシナ難民を受入れた際、政府やNGO団体などは、日本での定住のための諸援助を行った（荻野 2006; 2011）。しかし先行研究や既存の調査では「日本語の問題」「経済的な問題」「就職・就業の問題」「住居の問題」（日本国際社会事業団 1981; 1983; 1985; 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 1997; 原口 2001）などを中心とした生活のしづらさの存在が指摘されている。

日本の場合、難民等（滞日難民等）に対する定住のための直接的な援助は主に民間団体が担ってきた経緯があるが、民間の援助者からは援助の課題として社会資源の少なさや法制度上の壁の存在などが指摘されている（石川 2004: 64-7; 森ら 2009: 75）。難民等に対して定住のための援助を実施し、援助における課題を公にすることは重要な活動ではあるものの、政府の責任で難民等を受入れる以上、公的な責任を以て彼らを援助する必要がある。そのためには、まず定住促進のための公的援助における課題を明確にすることが直接・間接に難民等の援助に携わる人々に対して求められていると指摘できる。

### II. 研究の目的・方法

本研究では、わが国における難民等に対する定住促進のための公的援助における課題を、スウェーデンにおける公的援助との比較をつうじて明らか

にすることを目的とする。比較にあたり、彼らの定住生活を構成する諸側面のうち、特に生活のしづらさが生じるとされる、居所、言語、就職、家計（金銭）の側面<sup>2)</sup>に対する公的援助を比較項目とする。

難民等を多く受入れてきた国はアメリカやオーストラリアなどがあり、それぞれの国における難民等に対する援助が論じられ（古屋 2009; Yoshida 2011）、また日本とそれらの国における制度が比較されてきた（荻野 2012）。一方本研究で取り上げるスウェーデンは『『外国のバックグラウンドを持つ住民』が総人口の17.3%』（岡沢 2009: 239）と指摘されるほど多数の外国にルーツを持つ人によって構成されている国であり、移民、特に難民等の受入れは積極的に行ってきたと指摘できる<sup>3)</sup>。このため難民等の受入れや受入れ後の援助については成熟している国と指摘できるが、筆者の確認の限りにおいて日本の制度との比較対象としてはほとんど用いられてこなかった。このため本研究では、公的団体が刊行した資料を中心とした既存の諸調査・研究のレビューにより、スウェーデンと日本における難民等に対する定住促進のための公的援助の比較をつうじ、日本における難民等に対する定住促進のための公的援助における課題を明らかにする。

### Ⅲ. 用語の定義

本研究では、難民等、定住、公的援助をキーワードとして用いる。それぞれの定義は次のとおりである。まず難民等とは、避難先の政府によって難民と認定された者（難民）と、難民との認定を受けるための申請を行っている者（難民認定申請者）の両方を指す。このうち難民とは自分の属性（人種、宗教、国籍、所属する社会的集団、政治的意見など）を理由とした迫害を受け、あるいは迫害を受ける可能性があるため他国に避難している人々を指す<sup>4)</sup>。難民は受入形態によっていくつかに分けられるが<sup>5)</sup>、本研究では条約難民（「難民条約」〔難民の地位に関する条約と難民の地位に関する議定書の総称〕によって処遇される難民）を検討の対象とする。

また定住とは、「避難先の国で生活基盤が確保され、日々の生活を送ること」と定義する。最後に公的援助とは行政機関が直接・間接的に難民等に対して定住のために提供する援助を指す。なお特に政府による援助を関心事とするが、スウェーデンの場合は政府の委託により自治体が援助を行っており、日本においても政府の委託により財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部が援助を行っている。このため、特に両者が行っている援助を公的援助とする。但し、例えば日本における生活保護制度など、条件を満たせば難民等に問わず誰もが利用できる援助は含まない。

## Ⅳ. 分析結果

### 1. スウェーデンと日本における定住促進のための公的援助の比較の概観

表は、スウェーデンと日本における定住促進のための公的援助の内容を比較したものである。

表 スウェーデンと日本における定住促進のための公的援助の比較

援助項目	スウェーデン	日本	
難民認定申請中 生活全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所による居所と食事の提供</li> <li>生活費の支給</li> <li>言語教育（スウェーデン語・生活様式の学習）と職業訓練の提供（受講は義務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護費の支給</li> <li>居所の提供</li> </ul>	
難民認定後	居所	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所による居所と食事の提供</li> <li>家賃の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所による居所の提供</li> </ul>
	言語	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語教育（スウェーデン語〔300時間～2250時間〕・母国語）の提供</li> <li>母国語による行政情報などの発信</li> <li>公的機関利用の際の通訳の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語教育（日本語〔572授業時間=429時間〕）の提供</li> <li>生活ガイダンス（120授業時間=90時間）の提供</li> </ul>
	就職	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練の提供</li> <li>職業あっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練の提供（雇用見込の企業へ委託）</li> <li>職業あっせん</li> </ul>
	家計（金銭）	<ul style="list-style-type: none"> <li>最長24カ月間の経済援助の給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設退所時の一時金給付</li> <li>就学時などの一時金支給</li> </ul>

筆者作成。出典などは注6参照。

難民認定申請中におけるスウェーデンの公的援助は、施設入所や生活費の支給、言語教育・職業訓練がある。一方日本は、居所や保護費（生活費・宿舍借料・医療費）の支給などがある。

また難民認定後における居所に関する公的援助について、スウェーデン、日本ともある程度の期間居所が提供されており、さらにスウェーデンの場合は、施設を退所したあとに家賃の補助がある。言語に関する公的援助は、スウェーデンの場合、スウェーデン語の学習のみならず、母国語の教育や母国語による行政情報などの発信、そして公的機関利用時における通訳が提供されている。一方日本の場合、日本語教育と生活ガイダンス（日本での生活方法の教示）が行われている。

就職に関する公的援助は、両国とも職業訓練と職業あっせんが提供されている。また家計については、スウェーデンの場合、最長で24カ月間の金銭給付が行われている。一方日本の場合、施設退所時や就学時などに一時金が支給されることになっている。

以上、両国における難民認定申請中と難民認定後における公的援助の内容を概観したが、次節以降、それぞれの内容の比較を試みる。

## 2. 難民認定申請中における公的援助

両国における難民認定申請中に提供される公的援助を述べる。

まずスウェーデンにおける難民認定申請者に対する公的援助として、施設入所を挙げることができる。「トランジットセンター (Transit Center)」と「レセプションセンター (Reception Center)」があり、前者は3か月以内の認定が見込まれる者が入所する施設であり、後者は認定までにそれ以上かかると見込まれる者が入所する施設である。「レセプションセンター」の入所者に対しては生活費が支給される（金額は家族構成や施設における食事の有無などにより、約180円～1,065円/日である）。このセンターの入所に代わり、スウェーデンに在住している親族や知人などの自宅で生活することもでき、その場合は手当が支給される。また言語教育と職業訓練が提供される。言語教育は36週間であり、スウェーデン語の学習とスウェーデ

ンでの生活方法に関する学習が含まれる。これらの言語教育と職業訓練への参加は、難民認定申請者の義務となっている（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2005: 16-20）。

一方日本における難民認定申請者に対する公的援助は、居所の提供と保護費の支給などがある。前者は、居所がない人に対して「ESFRA」（エスフラ：Emergency Shelter For Refugee Applicants）と呼ばれる緊急宿泊施設への入所が提供されるものであり、後者は、生活困窮者と認定された人に対し、保護費（生活費・宿舍借料・医療費）が支給されるものである（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明<sup>a)</sup>）。金額は、生活費として1,500円/日および宿舍借料として40,000円/月、そして上限30,000円とする医療費の実費である（石川 2006: 148-9）。

以上、スウェーデンと日本における難民認定申請者に対する公的援助を概括した。両者を比較すると、スウェーデンにおける言語教育と職業訓練の存在は大きな差異である。難民認定申請の結果が出るまで数カ月～数年かかることが通常であるが、スウェーデンの場合は、スウェーデン語の教育や職業訓練を行うことで、円滑に定住生活を開始できるような取り組みが行われていると指摘できる。一方日本の場合は、その大部分が食費として用いられると考えられる生活費と居所（家賃）などの支給に留まっており、スウェーデンのように、難民認定申請後の定住生活を見越した公的援助体制になっているとは言い難い。例えば2008年12月には、難民認定申請者の急増と難民認定までの期間の長期化により、保護費の予算が枯渇したために保護費支給が一時的に停止となった（小川 2010: 114-5）。すなわち難民認定申請者の援助は、「予算の範囲内で」という限定的なものになっている。

## 3. 難民認定後における公的援助

次に難民認定後における公的援助を述べる。先行研究において生活のしづらさが特に生じるとされる、居所、言語、就職、家計（金銭）に対する公的援助の内容を述べる。

### 1) 居所に関する公的援助

難民と認定された人に対する居所に関するスウェーデンの公的援助として、前述した「レセプションセンター」を挙げることができる。このセンターは必ずしも難民認定申請者だけが利用できる施設ではない。藪長によれば、このセンターの入所期間はおおむね半年から2年程度である（藪長 2006: 239）。このため難民と認定されたあと、地域社会での生活基盤が確保されるまでの間は、そのままこのセンターで生活し続けることが可能となっている（猿田 2005: 134）。またこのセンターを退所後、地域社会で生活するにあたり必要な場合は家賃が補助される（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2005: 23-4）。

一方日本の場合、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ: Refugee Assistance Headquarters）が運営する「RHQ支援センター」<sup>8)</sup>を難民が利用する際に、必要であればセンターに付帯する居所を最高で180日間（およそ半年間）利用できる（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明a: 4）。

以上、スウェーデンと日本における難民に対する居所に関する公的援助を述べた。両国ともある程度の期間居所を利用することが可能となっている。しかし日本の場合、「RHQ支援センター」を利用する人のための居所であるため、難民と認定された人誰もが利用できる居所ではない。また利用期間についても、同様の理由で「RHQ支援センター」の利用期間である180日に限定されている。

### 2) 言語（日本語・スウェーデン語・その他）に関する公的援助

次に言語に関する公的援助について述べる。スウェーデンにおける言語に関する公的援助は、スウェーデン語の習得、母国語の習得、さらに母国語などによる情報提供の3種から構成されている。

スウェーデン語の習得に関する公的援助は、前節で述べた難民認定申請中における言語教育のほか、外国人定住者（難民・移民）に対するスウェーデン語教育プログラム（SFI: Svenska For Invandrare）があり、その人の語学レベルに応じ、300時間～2250時間の教育を受けることが可能である（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部

2005: 16-20）。また母国語の習得について、例えば子どもなど、母国語を学ぶ機会が少なかった人に対しては、必要に応じ難民の母国語に関する教育も受けることができる（藪長 2006: 239-40）。

母国語などによる情報提供についても、行政が発信する情報、特に発生している社会問題や、外国人の権利義務関係に関する情報などが母国語で記載されている情報誌が発行され、安価に入手することができ（岡沢 1996: 162）、さらに公的機関を利用する際は、法律により通訳を利用することが権利として認められている（岡沢 1996: 160）。

一方日本における言語に関する公的援助について、前述の「RHQ支援センター」における日本語教育を挙げることができる。このセンターのプログラムとして、572授業時間（1授業時間は45分）の日本語教育が行われている（このほか、生活ガイダンス〔日本での生活方法の教示〕が120授業時間実施されている）（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明b）<sup>7)</sup>。

その他、例えば横浜市の各区や神奈川県大和市など、外国籍住民が多い自治体の役場では通訳が配置されていることもある。

以上、両国における言語に関する公的援助を述べた。日本における公的援助は日本語教育など、語学学習に対する援助が中心となっている。その反面スウェーデンの場合はスウェーデン語の習得に関する援助に加え、母国語による情報提供など、スウェーデン語の理解の不十分さによって不利益を被らないような仕組みが確立されていること、また自文化の継承や将来の帰国に備えて、必要に応じて母国語の学習の機会が提供されている点が、日本における言語に関する援助との違いであると指摘できる。

### 3) 就職に関する公的援助

次に就職に関する公的援助を述べる。スウェーデンにおける就職に関する公的援助は、前節で述べた難民認定申請中における職業訓練のほか、「リクルートプログラム」という27週間の職業訓練がある。介護事務や清掃など、比較的求人がある職業に関する職業訓練が行われている（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2005: 27）。また就職のあっせんを受けることも可能である（山本

2000: 14)。

一方日本の場合、雇用主に委託する形で難民に対する職業訓練が行われ、職業訓練を行う雇用主と職業訓練を受ける難民に対して委託費・手当が支給されている。その期間は最長で半年である(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明b; 2008: 45)。また「RHQ支援センター」とその運営主体であるアジア福祉教育財団は厚生労働省から認可を受けた無料職業紹介所としての機能を有しており、その機能をつうじて職業のあっせんを受けることができる(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2008: 45)。

以上、就職に関する公的援助を述べた。両国とも職業訓練と職業あっせんが行われている。スウェーデンはその職業訓練を政府や自治体が直接行っているが、日本の場合には雇用予定の企業に委託することで職業訓練を行い、政府は費用を負担している点に差異がある。

#### 4) 家計(金銭)に関する公的援助

最後に、家計(金銭)に関する公的援助について指摘する。スウェーデンの場合、地域社会での生活が始まってから最長で24か月間、食費や衣料費などの名目で、難民に対して現金給付がなされる。金額は家族構成などによって異なるが、例えば単身者の場合はおよそ50,550円/月であり、夫婦だと約84,600円/月となっている(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2005: 24)。

一方日本の場合、「RHQ支援センター」を退所する際に一時金として156,900円(16歳以上の場合)が、また就学した場合は学校種に応じ2万円～10万円が支給される(財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明b)。

## V. 考察

以上、スウェーデンと日本における難民等の定住に向けた公的援助の比較を行った。これらを踏まえ、日本における援助の課題を数点指摘する。

### 1. 居所の確保に対する援助

まず居所の確保に対する援助について指摘する。難民認定申請者は、前述のとおり居所などを予め

準備して他の国に移動することは稀であり、持てるだけのものを持って他国に到着し、ある国に到着したその日から居所がない状態は一般的である。この点についてスウェーデンでは、前述した「トランジットセンター」や「レセプションセンター」が準備されており、難民認定申請者の居所が確保できないという状態になることは考えづらい。

一方日本の場合も、難民認定申請者のための施設として「ESFRA」があるものの、その英語名称(Emergency Shelter For Refugee Applicants)が示すとおり、居所の確保が困難な難民認定申請中の人々に対して、緊急避難的に居所を提供することを目的としている。このため必ずしもすべての難民認定申請者が利用できるとは限らず、スウェーデンにおける2種類の施設のように、利用可能性が高いとは言えない。

### 2. 援助期間

次に、援助期間について指摘する。スウェーデンにおける公的援助は、日本における公的援助と比較して長期間行われている。前述のとおり、スウェーデンにおける「レセプションセンター」の入所期間は2年程度であり、また現金給付についても最長で24ヶ月間利用できる。一方日本における公的援助としては「RHQ支援センター」の入所期間は180日間、すなわち半年間に過ぎない。後述するTimberlakeらの指摘によれば、新たな生活をより明確に認識し、この間における新たな役割を取得することで、新たなアイデンティティを確保するには2年を要するとされている。その点において日本における半年間という援助期間は短すぎると指摘できる。また日本語の習得の点から指摘しても短期間すぎると指摘できる。

### 3. 定住過程を意識した援助

最後に、定住過程を意識した援助について指摘する。Timberlakeらは、アメリカにおけるベトナム難民の定住過程を「初期」「定住後およそ6～12ヶ月間」「およそ2年後」「4～5年経過後」「10年経過後」と5段階に分類しており、このうち「初期」は、移住によって生じた様々な喪失に対する我慢をし、生活の再構築や言語の習得を行う期間と位

置付けている (Timberlake, et al. 1984: 110-1)。

スウェーデンの場合、難民認定申請者はスウェーデンに到着後、すぐに「レセプションセンター」に入所し、そこで難民認定申請の結果を待ちつつ言語教育と職業訓練の提供を受け、ある段階において地域社会での生活が開始されることになる。

一方日本の場合も前述のとおりいくつかの入所施設が存在する。しかし「ESFRA」は居所を提供することのみを目的としており、スウェーデンにおける「レセプションセンター」が提供している言語教育と職業訓練などは提供されていない。また難民認定を受けた難民は「RHQ支援センター」を利用して言語教育や職業あっせんなどを受けることが可能であるが、日本の場合、個別の事例によるものの難民認定には半年から1年、またそれ以上の時間を要することが多い (森 2005: 219)。言い換えればこの期間を過ぎてから、生活の再構築や言語の習得を始めることになる。

両国における来瑞・来日直後における難民認定申請者に対する援助を指摘した。前述したとおり、Timberlakeらは定住過程における「初期」は、移住によって生じた様々な喪失に対する我慢をし、生活の再構築や言語の習得を行う期間と位置付けているが、スウェーデンの場合は、難民認定申請者がスウェーデンに到着した時点からこれらに対する援助が始まる点でTimberlakeらの指摘する、難民の定住過程に沿った援助が行われていると指摘できる。一方日本の場合、難民認定が終了してから (難民と認定されてから) 援助が始まることになり、Timberlakeらが指摘する定住過程と比べた場合、難民等の定住過程に沿った援助とはなっておらず、結果的に難民等が新たな生活の構築を始めるのが遅くなるとの課題が生じている。

以上、スウェーデンと日本、両国における難民等の定住に向けた公的援助の体制における差異と課題を概観した。これらの点を概括すると、スウェーデンの場合は難民等が来瑞した時点で居所 (施設) が確保され、およそ2年の間言語教育や職業教育を中心とした教育が提供され、退所時は職業あっせんを受け、地域社会での生活を開始する、という切れ目のない援助が提供されていること、その過程はTimberlakeらが指摘する難民の定住過

程とに沿っている。その反面日本の場合、難民等が来日した段階では必ずしも居所が確保されていないこと、また言語教育などはおよそ半年と、スウェーデンにおける教育と比べると1/4に過ぎないこと、さらには、必ずしも難民の定住過程に沿った援助が行われていないと指摘できる。

## VI. 結論：わが国の難民等に対する定住促進のための公的援助における課題

最後に、本研究の結論である、わが国の難民等に対する定住促進のための公的援助における課題を述べる。

本研究では、スウェーデンにおける難民等に対する定住促進のための公的援助と日本における公的援助の比較を行い、特に日本の援助は難民の定住過程を反映されたものとはなっていないことを指摘した。難民等は国によって政策的に受入れられ、ある地域社会で定住生活を構築することになる。その意味で難民等に対する援助は政府だけに求められることなく、彼らを受入れる地域社会全体、例えばNGO団体や市民団体などにも求められるものと指摘できる。従って両者間において役割分担などが行われ、難民等の円滑な定住生活の実現に寄与するための援助が効果的に行われることが必要であるが、公的援助は特に大きな役割を果たすことができると考えられる。これは、公機関は入国管理を司っているゆえ来日した難民等と最初に接触する機会を持ち、同時にある人を難民認定する立場にあり、特に来日初期の段階において彼らに対して見通しをもった援助を行いやすい立場にあるためである。さらにその時の政策に影響を受けつつも、NGO団体や市民団体と比べた場合、資金面においても援助をしやすい立場にあるためである。

しかしより効果的な公的援助を提供するには、難民等の定住過程をより明確化し、その上で、それぞれの定住局面において求められる援助を実施することが必要であり、この点がわが国の難民等に対する定住促進のための公的援助における課題であると指摘できる。

## 注

- 1) 現在難民キャンプなどで生活している難民を、第三国(難民の祖国とその難民キャンプが所在する国以外)の政府が、定住目的で受入れる制度。
- 2) これらの生活のしづらさは、先行研究・調査(日本国際社会事業団 1981; 1983; 1985; 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 1997; 原口 2001)においてたびたび指摘されている事項である。
- 3) 但し建国から現在に至るまで、恒常的に移民を受入れてきたわけではない。1960年代までは、高い経済成長による労働需要に応じるために非常に多くの移民を受入れてきたが、1970年代になると経済の停滞により労働力としての移民の受入れを閉ざした。但しすでにスウェーデンで生活していた移民に呼び寄せられた家族の受入れと、本研究の関心対象である難民等は、人道的な理由からその受入れを閉ざすことはなかった。
- 4) これは、「難民条約」における難民の定義の要約である。
- 5) 例えば、条約難民やインドシナ難民(1975年前後におけるインドシナ3国の政変を契機としてベトナム・ラオス・カンボジアから発生した難民)などがある。
- 6) 作表にあたり参照した資料は以下のとおりである。スウェーデン:(藪長 2006; 山本 2000; 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2005;)。日本:(石川 2006; 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更新年不明a; 更新年不明b; 2008)。またスウェーデンについては2004年(一部2000年と2006年を含む)時点の、日本については本論文執筆時点の情報である。
- 7) ここでの「更新年不明」とは、当該ウェブサイト上における記載がないことを表す。
- 8) 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部が外務省、文化庁、厚生労働省から委託を受けて設置・運営している、難民認定を受けた人に対して、日本語教育や日本での生活方法の教育を行う通所型の施設である(なおセンター利用中は、必要に応じて併設する居所を利用することもできる)。

## 文献

- 原口律子(2001)「インドシナ定住難民の社会適応 - サポート・システムの分析を基軸として」『共生社会学』1, 1-47.
- 古屋博子(2009)『アメリカのベトナム人-祖国との絆とベトナム政府の政策転換』明石書店.
- 石川えり(2004)「難民への生活支援」『法学セミナー』, 64-8.
- 石川えり(2006)「生活保護・生活費支援」難民支援協会編『支援者のための難民保護講座』現代人文社, 144-9.
- 森 恭子(2005)「日本のアサイラムシーカーの生活問題および支援の現状と課題: 難民認定申請者をめぐる諸問題を中心に」『ソーシャルワーク研究』31(3), 214-220.
- 森 恭子・櫻井美香(2009)「在日難民女性の生活実態と地域社会の関わり - 在日ビルマ難民女性の聞き取り調査を通して」『社会福祉』50, 67-81.
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1997)『インドシナ難民の定住の現状と定住促進に関する今後の課題』.
- 日本国際社会事業団(1981)『日本におけるインドシナ難民定住状況と I S S 援助事業の沿革』.
- 日本国際社会事業団(1983)『日本におけるインドシナ難民定住状況と I S S 援助事業 - 第2回難民定住実態調査報告』.
- 日本国際社会事業団(1985)『我が国におけるインドシナ難民の定住実態調査報告』.
- 小川昂子(2010)「難民認定申請者への生活保護費の打ち切り」『部落解放』630, 114-7.
- 荻野剛史(2006)「わが国における難民受入れと公的支援の変遷」『社会福祉学』46(3), 3-15.
- 荻野剛史(2011)「わが国のNGO団体における難民定住支援」『瀬木学園紀要』5, 13-9.
- 荻野剛史(2012)『「ベトナム難民」の『定住化』プロセス - 『ベトナム難民』と『重要な他者』とのかわりに焦点化して』東洋大学大学院社会学研究科2011年度博士学位論文.
- 岡沢憲美(1996)『スウェーデンを検証する』増補版, 早稲田大学出版部.
- 岡沢憲美(2009)『スウェーデンの政治 - 実験国家の合意形成型政治』東京大学出版会.

- 猿田淑子 (2005) 「移民」猿田正機編著『日本におけるスウェーデン研究』ミネルヴァ書房, 123-60.
- Timberlake, Elizabeth M. and Cook, Kim O. (1984) Social work and the Vietnamese refugee, Social Work, 29(2), 108-13.
- 藪長千乃 (2006) 「在住外国人の生き方」岡沢憲芙・中間真一編『スウェーデン－自律社会を生きる人びと』早稲田大学出版部, 221-60.
- 山本健児 (2000) 「スウェーデンへの移民と移民問題」『地誌研年報』9, 1-32.
- Yoshida, Michiyo (2011) Women, citizenship and migration: the resettlement of Vietnamese refugees in Australia and Japan, Nakanishiya Shuppan.

## URL

- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (更新年不明a) 「条約難民とその家族のための日本定住支援プログラム ([http://www.rhq.gr.jp/japanese/info/oshirase/pdf/japan\\_settlement\\_sup\\_ja.pdf](http://www.rhq.gr.jp/japanese/info/oshirase/pdf/japan_settlement_sup_ja.pdf), 2012.3.19) .
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (更新年不明b) 「事業」 (<http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/business.htm>, 2012.3.19) .
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (2005) 「スウェーデンにおける第三国定住プログラムによって受け入れられた難民及び庇護 (難民認定) 申請者等に対する支援状況調査報告」 (<http://www.rhq.gr.jp/japanese/hotnews/data/pdf/55.pdf>, 2012.3.22) .
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (2008) 「仕事を求めている難民の方々に就職のサポートをお願いします」 (<http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/pro/pdf/08koyou.pdf>, 2012.3.29) .